

# 電気供給約款別冊

株式会社ハルエネ

[2025年1月1日改定版]

## 目次

|  |   |
|--|---|
| 1 適用 .....                             | 1 |
| 2 実施期日 .....                           | 1 |
| 3 供給区域 .....                           | 1 |
| 4 付帯サービス .....                         | 2 |
| 5 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数 .....              | 4 |
| 6 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値 ..... | 5 |
| 7 カーボンフリー促進費に係るカーボンフリー促進費単価 .....      | 5 |
| 8 安定供給維持費に係る kW 単価または月額 .....          | 5 |
| 9 支払繰延特約に係る基準単価 .....                  | 5 |
| 10 おうちプラス F の固定月割引特約に係る割引対象期間 .....    | 6 |

## 1 適用

- (1) この電気供給約款別冊（以下「本別冊」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、本別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本別冊の変更については、供給約款2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) 本別冊に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

## 2 実施期日

本別冊は、2025年1月1日から実施いたします。

## 3 供給区域

各管轄エリアを管轄する一般送配電事業者および供給区域は下表のとおりとします。なお、本別冊の各条項に記載の管轄エリアは下表の定義に拠ります。

| 管轄エリア | 一般送配電事業者 名称                             | 供給区域 ※   |
|-------|---|--|
| 北海道   | 北海道電力ネットワーク株式会社<br>(法人番号 7430001078663) | 北海道  |
| 東北    | 東北電力ネットワーク株式会社<br>(法人番号 7370001044201)  | 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、<br>山形県、福島県、新潟県  |
| 東京    | 東京電力パワーグリッド株式会社<br>(法人番号 3010001166927) | 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、<br>千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、<br>静岡県（富士川以東）                        |
| 中部    | 中部電力パワーグリッド株式会社<br>(法人番号 1180001135974) | 愛知県、静岡県（富士川以西）、<br>岐阜県（一部を除きます。）、長野県、<br>三重県（一部を除きます。)                     |
| 北陸    | 北陸電力送配電株式会社<br>(法人番号 4230001017826)     | 富山県、石川県、福井県（一部除く）、<br>岐阜県の一部   |
| 関西    | 関西電力送配電株式会社<br>(法人番号 6120001220018)     | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、<br>和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、<br>福井県の一部、岐阜県の一部、<br>三重県の一部        |
| 中国    | 中国電力ネットワーク株式会社<br>(法人番号 5240001054140)  | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、<br>山口県、兵庫県（赤穂市福浦のみ）、<br>香川県（小豆郡、香川郡のみ）<br>愛媛県（越智郡、今治市の一部） |
| 四国    | 四国電力送配電株式会社                             | 徳島県、香川県（一部を除きます。）、   |

|    |                                     |                                  |
|----|-------------------------------------|----------------------------------|
|    | (法人番号 8470001017344)                | 高知県、愛媛県（一部を除きます。）                |
| 九州 | 九州電力送配電株式会社<br>(法人番号 6290001084768) | 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、<br>熊本県、宮崎県、鹿児島県 |
| 沖縄 | 沖縄電力株式会社<br>(法人番号 3360001008565)    | 沖縄県                              |

※ただし、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに定めるもの）は除きます。

#### 4 附帯サービス

供給約款 13 の 2（附帯サービス）の定めに基づき、お客さまはその契約種別に応じて、以下の附帯サービスを利用することができるものとします。

| 附帯サービスの名称 | 附帯サービスの内容   |
|-----------|---|
| 長期割オプション  | <p>イ 13 の 2（附帯サービス）の定めを有する供給約款に基づき、事業としてまたは事業のために供給契約を申込みお客さまであって、従量電灯の契約種別のお客さま（ただし、管轄エリアが沖縄のお客さまは除きます。）は、お客さまの任意により選択的に、以下の内容の長期割オプションを供給契約に附帯することができます。</p> <p>ロ 長期割オプションは、60 ヶ月間当社からの電力の受給を継続いただくことを条件に、ハに定める起算日が属する月から起算して 12 ヶ月目までの料金のうち、基本料金または最低料金を無料とするサービスです。</p> <p>ハ 長期割オプションの起算日は、お客さまが供給契約のお申込みと同時に長期割オプションの適用を申込み場合は、料金適用開始の日とし、すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間中に長期割オプションの適用を申込み場合、当該お申込みの日が属する月の翌月の検針日とします。</p> <p>ニ ハに定める起算日から起算して 60 ヶ月間が満了する前に供給契約が終了する場合、供給約款 34（違約金）に定める契約解除料または解約事務手数料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時まで長期割オプションを適用した基本料金または最低料金相当額の全額をお支払いいただきます。</p> <p>ホ 長期割オプションのみを解約することはできません。</p> |
| フラットオプション | <p>イ 13 の 2（附帯サービス）の定めを有する供給約款に基づき、当社が別途指定または承諾する契約種別にて供給契約を締結済みのお客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下の内</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>容のフラットオプションを供給契約に附帯することができません。</p> <p>※供給約款に定義する F プランその他の一部の契約種別について、当社は、フラットオプションの附帯をお断りすることができるものとします。</p> <p>ロ フラットオプションは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）が、当社が本別冊 9（支払繰延に係る基準単価）にて定める基準単価を上回った場合に、電気料金のうちハに定める繰延金額分の支払期日をホのとおり繰り延べるという支払繰延特約を適用するサービスです。</p> <p>ハ 繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。なお、当該金額の算出の結果生じた端数は、小数第 1 位以下を四捨五入します。</p> <p>[算定式：使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値－当社が本別冊 9（支払繰延に係る基準単価）にて定める基準単価) × (1+消費税率) ]</p> <p>※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N+1 月の検針日の前日が属する月の 1 日から末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。</p> <p>※当社は、毎月 1 日時点において、基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。</p> <p>ニ フラットオプションを供給契約に附帯するお客さまは、支払繰延の実施に係る手数料として、以下の算定式によって求められる金額の繰延手数料を支払うものとします。なお、当該金額の算出の結果生じた端数は、小数第 1 位以下を四捨五入します。</p> <p>[算定式：ハに定める繰延金額 × 1 パーセント]</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>ホ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。なお、ニに定める繰延手数料の支払期日は、その算出の基となる繰延金額の繰延後の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。</p> <p>ヘ フラットオプションの適用開始日は、フラットオプションのお申込みの日が属する月の翌月の検針日とします。</p> <p>ト お客さまがフラットオプションの適用を終了しようとする場合は、お客さまはその旨を当社に申し出るものとします。なお、当社が別段の取り扱いを認める場合を除き、お客さまがN-1月21日からN月20日までの間にフラットオプションの適用の終了を申し出たときは、N-1月の検針日以降の期間に使用する電気の料金について、フラットオプションに基づく繰延を適用しないものとします。ただし、既に適用している繰延金額及びこれに基づく繰延手数料の支払期日については、フラットオプションの適用終了後も、供給契約が有効に存続する限り、ホに定めるとおりのままとします。</p> <p>チ フラットオプションを附帯している供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金についてフラットオプションに基づく繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額及びこれに基づく繰延手数料のうち未請求のものについては、ホの定めにかかわらず、供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。</p> |
|--|--|

## 5 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数

供給約款別表8（燃料費調整）（ただし、管轄エリアが沖縄の供給約款については別表7（燃料費調整））に基づく燃料費調整額の算定に係る燃料費調整適用係数は、以下表のとおりといたします。

| 管轄エリア | 燃料費調整適用係数 |
|-------|-----------|
| 北海道   | 0.0       |
| 東北    | 0.0       |
| 東京    | 0.0       |
| 中部    | 0.0       |
| 北陸    | 0.0       |

|    |     |
|----|-----|
| 関西 | 0.0 |
| 中国 | 0.0 |
| 四国 | 0.0 |
| 九州 | 0.0 |
| 沖縄 | 1.0 |

#### 6 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値

供給約款別表 9（調達調整費）に基づく調達調整費の算定に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値は、以下表のとおりといたします。

| 管轄エリア | 調達単価係数 | 還元基準値 | 追加請求基準値 |
|-------|--------|-------|---------|
| 北海道   | 1.2    | 8.5 円 | 12.5 円  |
| 東北    | 1.2    | 4.0 円 | 8.0 円   |
| 東京    | 1.2    | 6.0 円 | 10.0 円  |
| 中部    | 1.2    | 5.0 円 | 9.0 円   |
| 北陸    | 1.2    | 3.0 円 | 7.0 円   |
| 関西    | 1.2    | 3.5 円 | 7.5 円   |
| 中国    | 1.2    | 3.0 円 | 7.0 円   |
| 四国    | 1.2    | 4.0 円 | 8.0 円   |
| 九州    | 1.2    | 4.0 円 | 8.0 円   |

#### 7 カーボンフリー促進費に係るカーボンフリー促進費単価

供給約款別表 10（カーボンフリー促進費）（ただし、管轄エリアが沖縄の供給約款については別表 8（カーボンフリー促進費））に基づくカーボンフリー促進費の算定に係るカーボンフリー促進費単価は、0.1 円/kWh といたします。

#### 8 安定供給維持費に係る kW 単価または月額

供給約款別表 11（安定供給維持費）に基づく安定供給維持費の算定に係る kW 単価または月額は、以下表のとおりといたします。

| 対象のお客さま                        | 金額        |
|--------------------------------|-----------|
| 電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま（kW 単価） | 180 円/kW  |
| 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま（月額）      | 1,070 円/件 |

#### 9 支払繰延特約に係る基準単価

供給約款別表 12（F プランに適用する支払繰延特約）または本別冊 4（附帯サービス）に定めるフラットオプションに基づく支払繰延を実施する繰延金額の算定に係る基準単価は、

以下表のとおりといたします。

■2025年1月の検針日の前日以前の期間に使用される電気の料金に適用する基準単価

| 管轄エリア       | 北海道  | 東北   | 東京   | 中部   | 北陸   | 関西   | 中国   | 四国   | 九州   |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 基準単価<br>(円) | 20.5 | 19.0 | 20.5 | 20.5 | 21.0 | 21.5 | 20.0 | 20.5 | 21.0 |

■2025年1月の検針日以降の期間に使用される電気の料金に適用する基準単価

| 管轄エリア       | 北海道  | 東北   | 東京   | 中部   | 北陸   | 関西   | 中国   | 四国   | 九州   |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 基準単価<br>(円) | 15.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 |

### 10 おうちプラスFの固定月割引特約に係る割引対象期間

供給約款に定める契約種別のひとつ、おうちプラス F の固定月割引特約に係る割引対象期間は、以下各号のとおりといたします。

- ① 毎年1月の検針日からその年の2月の検針日の前日まで
- ② 毎年7月の検針日からその年の8月の検針日の前日まで

#### 制改定履歴

2023年6月1日制定  
2023年11月1日改定  
2024年2月1日改定  
2024年4月1日改定  
2024年10月1日改定  
2024年11月14日改定  
2025年1月1日改定